

議案第26号

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2月15日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例

川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員に係る委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定するものである。